

不換銀行券の本質

小 牧 聖 徳

一

貨幣金の代理者として単なる紙片が流通することの根源は、貨幣の機能においては、流通手段としての機能において存する。すなわち商品流通にもなつて貨幣は、商品流通の媒介者として流通手段として機能する。ところが貨幣流通にもなつて磨損により、貨幣の名目的内実と実質的内実との間に差が生じてくる。而して単に流通手段として商品の交換を媒介するだけならば、現実の金が流通の手段として必要とされるわけではなく、金の代理者によつても、かかる媒介の作用はいとなむことが出来るわけであり、貨幣金は制度そのものの保護者として価値尺度として存すれば足りる。かくのごとく貨幣の流通手段としての機能から発生したものが価値章標としての紙幣にはかならない。マルクスは「本来的な紙幣が流通手段としての貨幣の機能から生ずるのと同じように、信用貨幣は支払手段としての貨幣の機能のうちに、その自然発生的な根源を有するのである」⁽¹⁾とのべて信用貨幣と紙幣との成立の根源を明確に区別しているが、他方ではエンゲルスは「不換銀行券はすでに展開された不換国家紙幣の諸法則に支配される」⁽²⁾と述べて不換銀行券と不換国家紙幣との同一性格をば明示している。しかしこの同一性格とは、流通法則のそれであつて成立過程の同一性を意味するものではない⁽³⁾。

ところで紙幣と成立過程を異にする信用貨幣は、貨幣の機能においては支払手段としての機能から発生する。而して貨幣における支払手段機能の成立は、当然その背後に債権者、債務者の存在を意味する。債権者、債務者の関係は商業信用から発して銀行信用によって代位せられて、そこに銀行信用用具としての銀行券の成立となる。この支払手段機能より派生する銀行券と、流通手段機能より成立する紙幣とは、両者がいずれも金のシンボルとして金を代表している限りにおいては共通点をもっているといえる。が、しかし、それぞれその成立の根源を異にしている。

普通、銀行券という場合には兌換銀行券を意味し、制度の基礎として金との密接な関連を持ち、金と兌換され得ることを示す。その意味で兌換銀行券なのである。兌換銀行券についてバビイは次のごとく述べている。「銀行券はその所有者が欲する時には、金あるいは銀で償還を銀行に要求し得るということを意味する。貴金属によってかくの如く保証され、準備されている銀行券は、貴金属に含まれている価値のシンボルにすぎず、金あるいは銀それ自身と丁度同じ様に、貨幣として流通し得るのである」⁽⁴⁾。この場合における銀行券は貴金属のシンボルであり、換言すれば、貴金属それ自身の代理者にはかならない。而して貴金属の代理者による流通という見地からだけみれば、貨幣の機能としては流通手段としての機能からも把握出来よう。だがバビイはさらに引続いて次のように述べる。「人々が金属鑄貨と一しよに銀行券を使用することに慣れた時に、銀行券所有者が銀行へ券を、金あるいは銀と交換するために、全部は来ないということに早くも気がつく。この様な状態において、銀行が預金として所有している貴金属の量を超過して、一定量の銀行券を流通に投ずることが銀行にとって可能になる。このことはもし二つの条件が充されるならば不便はない。すなわち (一)かくのごとくに発行された銀行券が商品

の流通の必要によく対応していることが必要である。(二)銀行券の所有者は彼が欲する時には、その銀行券を金あるいは銀に、銀行の窓口で兌換する権利を保持していることが必要である。換言すれば紙製貨幣は兌換可能であることが必要である⁽⁵⁾。そしてバビイは更につきのような例をあげて説明する。すなわち「一商人が銀行に一〇万フランの前貸を要求するものと仮定しよう。彼は預金すべき金あるいは銀を持たないけれども、商品は彼の負債に対する保証に役立ち得る。銀行は要求された前貸を彼に与えることに同意し、彼に銀行券で一〇万フランを交付する。これは金あるいは銀によって保証されてはいないが兌換可能である。銀行は、銀行券が規則正しく流通し、したがってあらゆる銀行券の、貴金属での償還を必要とするのをみる危険はないということを、経験によって知っている。他面からすれば、商人が現実の購買のために前貸を必要とする時に、貴金属の保証なき銀行券のこの追加発行は、交換の要求によく対応しているのである。したがって価値をそのみが有している金属貨幣が、価値のシンボルすなわち銀行券によって置換えられても、いかなる不便も存しない。貴金属の準備なしにかくのごとくに発行された銀行券は、銀行業者が借主にいだいている信頼にもとずいている。したがって銀行券は信用貨幣である」。このようにバビイは信用貨幣の説明において、まず、全額金準備発行の銀行券を説明したあとで、商人が既に入手した商品であれ、これから入手すべき商品であれ、ともかく商品を保証としての前貸の場合を例にあげている。そして保証発行による銀行券が信用貨幣たる所以として、彼は(一)その銀行券が金と兌換可能であるということ、(二)その銀行券が商品流通の必要にもとずいて発行されたもので、銀行が借主を信頼して貸出をするという点に求めている。

この信用貨幣としての銀行券は、さらに国家信用によって裏打ちされることにより、すなわち強制通用力を与

えられることにより、一般的流通手段となり、さらに金準備から離れ、銀行信用貨幣としての実を減退させつつ、国家信用によって支持された一般的流通手段としてあらわれる時において、国家信用に支持されたこの一般的流通手段―不換銀行券―をば不換国家紙幣として把握して、貨幣の流通手段としての機能からのみ把握しようとするのは、エンゲルスによって示された「不換銀行券はすでに展開された不換国家紙幣の諸法則に支配される」という叙述に通ずるわけであるが、ここにおいての不換というのは、金と兌換されないということを意味するのみにあつて、金との関係を完全に断絶されたることを意味するものではない。⁽⁹⁾資本主義社会においては、金は貨幣として、すなわち一般的等価物として厳存しており、価値の尺度としてまず機能し、貨幣の諸機能の発展において成立する貨幣代用物によって、購買手段、支払手段としての機能を果さしめているのである。

二

ところで、兌換銀行券にあらざる銀行券、すなわち不換銀行券において、この不換銀行券の本質をどのようにみるかについて、学界では未だ統一ある見解がみられていたとはいへない難いようである。

不換銀行券Ⅱ信用貨幣説においては不換銀行券を信用貨幣としてとらえて、信用貨幣の発展として兌換銀行券より、不換銀行券へと追求し、不換銀行券は不渡となった銀行券であると考へ、不渡銀行券は銀行券の特殊な形態であるとの根拠に立って、兌換銀行券、不換銀行券の両者に貫徹する同一性を強調して、不換銀行券は信用貨幣なりとしてとらえている。そしてその流通の根拠をまず手形流通に求め、銀行券は手形流通の法則にしたがうものから発して一般流通に入つて、そこで銀行券は紙幣とともに流通し、さらに不換化した銀行券は紙幣とも

に減価し、紙幣の流通法則にしたがうこととなるが、流通法則は紙幣の流通法則にしたがうようになったとしても、その本質は信用貨幣なりと主張せられる。ここに流通法則は紙幣の流通法則にしたがいがら、その成立過程を通じて把握された限りでは不換銀行券は信用貨幣なりとして、不換銀行券の紙幣化をみとめつつ、尚かつその本質は信用貨幣とされるのである。

そこで信用貨幣とは何かということが問題となるが、信用貨幣は元来、貨幣的側面すなわち金との兌換可能性と金融的側面すなわち貸付との両面をもち、信用貨幣における信用は貸付とともに成立し、信用貨幣は信用貨幣貸付として、すなわち貸付信用貨幣としてあらわれる。にもかかわらず不換銀行券は信用貨幣説における信用貨幣においては、その信用貨幣たる所以は手形性ということであつて、金との兌換可能性に対する側面は従属的地位においやられており、その点を軽視することによつて、信用貨幣における手形性の側面を強調する。したがつて信用貨幣説における信用は、金との兌換可能性に対する信頼を意味するものではなくて、手形流通にもとづく信頼、すなわち債権、債務の関係を意味するが、その履行は窮局的には貨幣金によつて果されなくてもよい。うな、すなわち兌換停止下においても成立するような信用である。

このような信用は手形流通のあるところには成立する信用であるから、兌換銀行券のみならず、不換銀行券の流通する社会においても成立する信用であるといえるが、それがたとえ貨幣金で決済されないとしても、窮局的には貨幣金に代るものによつて決済されなければならぬとすれば、そのためには貨幣金ではないが、それに代る貨幣すなわち貨幣代用物を必要とする。そこで不換銀行券は信用貨幣説における信用貨幣の流通を根拠づけているものは貨幣金ではなくて貨幣代用物、すなわち擬制的貨幣でなければならぬことになる。この貨幣代用物

すなわち擬制的貨幣に該当するものは、信用貨幣そのものではない筈である。けだし信用貨幣流通の最終的決済をするのに信用貨幣でそれがなされれば、それは決済とはならないのであるから、信用貨幣以外の貨幣代用物すなわち擬制的貨幣でなければならぬ。この場合の貨幣代用物すなわち擬制的貨幣は、貨幣金以外のもの、そして信用貨幣でもないものとするれば、信用貨幣は、この場合には貨幣代用物にはなり得ない。それにもかかわらず、信用貨幣が貨幣代用物たらしめられるには国家信用の支持―国家権力にたよらなければならず、信用貨幣は国家紙幣に転化せざるを得ないことになる。国家紙幣に転化してからも、そして国家紙幣の流通法則にしたがうようになってからも、信用貨幣は、それが手形信用にもとずいたものであったとしても、その信用貨幣は、尚かつ信用貨幣といえるであろうか。これは国家信用に根拠づけられることによって、はじめて何人によっても債務の支払うけとられるようになるのであるから、したがって国家信用によって支持されているとしても、金との兌換可能性にもとづいて流通するわけではないから、既に本来の信用貨幣ではなくなっている筈である。その上、国家信用における信用とは、国家権力を基礎として成立した信用であって、国家信用の背後には、国家の権力が存在しており、したがって国家信用は国家権力によって強制につらなる。それ故、国家はその債務の履行にさいして、価値そのものである貨幣金にかえて権力による強制を行使して、貨幣代用物に強制通用力を付与することができるのである。しかしながら不換銀行券Ⅱ信用貨幣説において信用貨幣でないものを信用貨幣であるといわなければならない。その根拠は、根本的には、信用貨幣把握の方法論にこそ問題の根源があるといわなければならない。

元来、本質把握のための論理的、歴史的方法というものは、歴史にのみ拘泥することではなく、歴史を追求し、媒介とするけれども、現在における事物を出発点とし、現在の事物を到達点とする本質把握の方法であり、現在

を分析の出発点とすることによって、現在の事物の本質を問題としていことになるのであって、現在の事物に到達した以前の事物にそなわる本質の、その一面のみが、現在につらぬかれている時には、それは本質の一面のみをみているだけであって、本質を把握していることにはならない。現在の事物は本質の一面をそなえているとはいえ、そのことは信用貨幣においては貸付の側面をもつとはいえ、現在の不換銀行券においては金との兌換性をもっていないのであるから、その意味で信用貨幣の貨幣的側面を欠除しているのであるから、現在の不換銀行券は、その本質は信用貨幣であるとは言えないのである。不換銀行券Ⅱ信用貨幣説の問題点は、信用貨幣における信用概念の独自の解釈と、さらにもう一つは本質把握における方法論に問題の根源があるといわなければならない。

三

これに対して不換銀行券Ⅱ紙幣説においては、不換銀行券の本質を紙幣としてとらえ、不換銀行券は紙幣の流通法則にしたがい、そしてその流通の根拠を国家権力に求め、紙幣流通にしたがう不換銀行券は、紙幣流通の法則にしたがう故をもって、その本質は流通手段機能の発展としての紙幣であって、支払手段機能の発展としての信用貨幣ではないと主張せられるのである。すなわち流通法則において紙幣の流通法則にしたがう限りは、その本質も紙幣であるとして不換銀行券は紙幣としてとらえられ、紙幣の成立は貨幣の流通手段機能の発展にあるのであるから、したがって不換銀行券は、貨幣の支払手段機能の発展としての信用貨幣とは関係をもたないこととなり、したがって信用貨幣としての性格は不換銀行券の中には見ることが出来ないとして、不換銀行券Ⅱ紙幣説

は不換銀行券Ⅱ信用貨幣説と相対立することとなるのである。しかしながら、不換銀行券を信用貨幣と考える信用貨幣説においても、不換銀行券の減価を認め、したがってその流通法則は紙幣の流通法則にしたがうことは認められているのであるから、流通法則にかんする限りにおいては、信用貨幣説と紙幣説との間には相違があるとはいい難い。⁽¹⁰⁾

流通法則を不換国家紙幣と等しくするものとしてとらえられている不換銀行券が、一方ではその流通法則に力点をおいて、そこから発して、かかる法則にしたがう不換銀行券は、その本質において紙幣であるとしてとらえられ、貨幣の機能としては流通手段機能に根源をもつこととなり、他方では、流通法則においては紙幣説と同じ考えに立ちながらも、その本質においては、不換銀行券は、その成立過程よりみて兌換銀行券の発展としてとらえられているために不換銀行券の中にも信用貨幣としての本質は、貫徹しているとされ、貨幣の機能としては支払手段機能に成立の根源をもつこととなるのである。不換銀行券が貨幣の支払手段機能において成立する信用貨幣であって、その流通法則も信用貨幣の法則にしたがうのであるならば、不換銀行券は明らかに信用貨幣であるといわなければならない。他方、不換銀行券が貨幣の流通手段機能において成立する紙幣であり、その流通法則も紙幣流通の法則にしたがうならば、不換銀行券は明らかに紙幣であり、問題は起らなかったであろう。流通法則にかんしては、貨幣の流通手段機能の発展としてとらえられる不換銀行券が、それを通じて把握される本質は流通手段機能に関連をもつ限りにおいては、紙幣であって信用貨幣であることは出来ないが、成立過程にかんしては貨幣の支払手段機能の発展としてとらえられる信用貨幣が、不換化することによって紙幣流通の法則にしたがう限りにおいては、不換銀行券は紙幣であるとともに、信用貨幣でもあるといわなければならない。しかし、

この場合における信用貨幣は、金と兌換されない信用貨幣であつて、貨幣的側面と金融的側面とをもつ信用貨幣の一面を喪失した信用貨幣であつて、本来の信用貨幣でない信用貨幣、すなわち不完全な、紙幣化した信用貨幣であり、流通の根拠を紙幣と等しくするが、しかし紙幣そのものと成立過程を必ずしも等しくしない「擬制的貨幣」であるといわなければならない。

擬制的貨幣たる限りにおいては、紙幣も、銀行券も、預金通貨も、不換銀行券も異なるところはない。いずれも貨幣金の代用物として貨幣の諸機能の發展において成立し、それぞれその成立の根源を異にしているが、いずれも擬制的貨幣として貨幣の諸機能を代行することとなる。すなわち貨幣金が一般的等価物として価値尺度機能と流通手段機能との統一において成立し、購買手段、蓄藏手段、支払手段および世界貨幣としての機能を果すごとくに、かかる貨幣機能の發展において成立する擬制的貨幣も貨幣金の代用物たる限りにおいて、国内流通においては貨幣金にかわつて貨幣の機能を果すこととなり、価値そのものとしての貨幣を必要とせられる領域では、貨幣金によつてとつてかわられるけれども、その他の領域では擬制的貨幣として貨幣機能を果す点では同一性をもつ。このような擬制的貨幣は価値尺度、世界貨幣としての機能をのぞく其の他の貨幣機能を、すなわち購買手段、支払手段、貯蓄手段の諸機能を一定の限界内ではあるが遂行するわけである。

そのうちで不換国家紙幣は貨幣の流通手段機能において成立し、紙幣の流通法則にしたがい、兌換銀行券および兌換性預金通貨は貨幣の支払手段機能において成立し、手形流通の法則にしたがうが、不換銀行券および不換性預金通貨は、その成立は貨幣の支払手段機能において成立の根源をもちながら、手形流通の法則にしたがうことなくて、紙幣の流通法則にしたがうという両面性、二面性をもっている点、独自の性格をもち、それは「貸付紙幣」とい

わなければならぬ。そして紙幣としての性格に内含される流通法則と信用貨幣としての性格に内含される貸付の側面とをそれぞれ併有することにより、不換銀行券は「貸付紙幣」たる点にその本質を求めなければならない。

四

このような現実の不換銀行券の本質を追求するためには、われわれはまず現実の不換銀行券から出発しないわけにはいかない。そして不換銀行券を抽象力によって分析することによって、その本質を把握することとなるが、分析を媒介するものは歴史であり、歴史を媒介として到達するところの分析の到達点は、歴史的成立の端緒をなす点までであり、そこが分析の行きつくした点である。それは不換銀行券の成立の始点をなす点であるが、同時に兌換銀行券の終点をなす点でもある。すなわち兌換銀行券の兌換性が停止されることによって必然的に不換銀行券の登場をみることとなるから、したがって兌換銀行券における兌換性の停止は不換銀行券の成立と同義である。それ故、信用貨幣としての兌換銀行券において、兌換停止のもたらすものは何であるかを検討することによって、不換銀行券の兌換銀行券と相違する点ならびに、両者に貫徹している点⁽¹⁾が明らかとなる。

元来、兌換銀行券は国家権力による強制に根拠づけられて流通するわけではなく、金と兌換可能という信頼に流通の根拠をもち、そして手形流通に代位して貸付けられて流通界に入りこむ信用貨幣である。したがって兌換銀行券は金との兌換可能性という側面と、利子生み性もしくは貸付性との二つの側面を具有しているのであり、信用貨幣はもともと、利子生み信用貨幣いわば貸付け信用貨幣にほかならない⁽¹⁾。このような貨幣的側面と金融的側面とをもつ信用貨幣において、流通の根拠をなしている金との兌換性が停止されることは、その流通の根拠を

喪失することを意味するが、それにもかかわらず一定の領域において、それが流通するのは金に代る他の流通根拠を獲得するからにほかならない。そしてこのあらたなる流通の根拠は強制（国家権力による）にほかならない。そこに兌換停止された銀行券すなわち不換銀行券の流通根拠があり、兌換停止によって銀行券は流通の根拠を変化させられるという結果をもたらす。

しかしながら兌換銀行券が貸付信用貨幣たる性格をもつものである限りは、その兌換性を喪失して流通根拠を変化させたとしても、利子生み性までも喪失するわけではなく、異なった流通根拠のもとで、兌換銀行券に内含していた利子生み性は引つがれる。この利子生み性が兌換銀行券および不換銀行券の両者に貫徹する性格にほかならない。

このように兌換銀行券、不換銀行券には貸付性が貫徹しているが、その全額を、必ずしも金で準備されているわけではない兌換銀行券は、それが現実の時を同じうして兌換請求されない故に兌換券たるにすぎないのであって、兌換銀行券は時を同じうして兌換のないことよって兌換銀行券として流通し得るに過ぎず、したがって兌換銀行券は、それが時を同じうして兌換請求されることにより、兌換不可能になる可能性をもっているわけであり、兌換銀行券はしたがって潜在的には不換銀行券への可能性をもっている。この潜在的、不換性は恐慌時においては顕在化し、兌換券の潜在的な不換性を顕在化する結果となり、ここに銀行券は不換銀行券に転化する。したがって不換銀行券への根源はすでに兌換銀行券の中に内含されているといわなければならない。国家権力はかかる兌換銀行券に内含する潜在的・可能的不換銀行券的性格を利用して、それを顕在的・現実的不換銀行券に転化して、インフレーション政策を遂行することとなる。

しかしながら兌換銀行券は不換銀行券に転化しても、その貸付性を依然としてもちつづけ、紙幣の流通法則にしたがって流通することとなり、その多額の発行、すなわち流通に必要とせられる金量をこえた超過発行は、紙幣と同じく減価をもたらし、インフレーションへと進展する。しかし紙幣は流通界へ権力によって投入され、微税によって回収され、流通界では貨幣の諸種の機能を果すが、不換銀行券は貸付によって発行され、返済によって回収され、流通界では紙幣と同じように各種の貨幣機能を果すのである。流通界では購買手段、支払手段としての機能を果し、流通に必要とせられる金量を超えて多額に発行されて減価し、流通根拠は国家権力たる点においては、紙幣と不換銀行券は異なるところはないが、紙幣は始源的には国家が貸付によることなく発行、支出し、流通へ投入するのに対し、不換銀行券は始源的には中央銀行が割引、貸出において発行支出し、流通界へ投入されることとなる。したがって一方は、その発行の始源において利子生み性をもつが、他方はその発行の始源において利子生み性をもたない。手形再割引、手形貸付による発券においても、いずれもそれは貸出として利子を得することとなるし、国債を保証物件としての発券においては、国債に代位して不換銀行券が支出されるわけであり、国債を保証とする発券は、国債の償還によって不換銀行券は回収され、国債の利払によって発券銀行は利子を獲得することとなるから、国債準備による発券も、利子生み性をもっているわけである。地金銀外貨の買入れによる不換銀行券の発券は、利子生み性、貸付性をもたないが、これは紙幣の場合と同様である。紙幣の場合においてもかかる紙幣は金もしくは外貨との交換にすぎず、金、外貨による全額準備発行の不換銀行券も紙幣も、この場合には交換が生ずるだけであって、貸付性をもたない点においては異なるところのない擬制的貨幣であるが、それをこえた不換銀行券は、始源的には貸出において流通界へ投入られ、そして他日、返済され、国債準

備の場合には満期償還によって回収され、利子をもたらすが、国家紙幣は始源的には支出において流通界へ投入され、徴税によって強制回収されることとなる。

もとより中央銀行よりの貸出額が全額、不換銀行券として発券される場合は、それは「貸付紙幣」としての本質をもつが、貸出額の一部が不換銀行券化するにすぎない場合にも、その不換銀行券の本質は貸付紙幣にほかならず、他の貸出部分は潜在的発行部分として、それは、貸付紙幣によって履行されるべき中央銀行の債務であるが、不換銀行券の貸付紙幣としての本質をそこなうことにはならない。けだし、潜在的発行部分は小切手にても移転可能となるが、その小切手は不換銀行券の性格をもつ小切手にほかならず、不換銀行券に転化するものであり、したがって不換銀行券のもつ「貸付紙幣」としての本質は、潜在的発行の存否によって変化するわけではないからである。

〔補論〕 不換銀行券は紙幣と銀行券との統一物であることを表現する用語として、かつてわたくしは「紙券」という語を適当とすると考えたが、「紙券」という語は既にこのような不換銀行券の独自性を示す用語としてではなくて、銀行券や紙幣を示す場合にも既に使われて来ているし、「紙券」という語が不換銀行券の本質を示す語として自覚的に使用されるのでなければ、従来の紙券とあたらしい「紙券」とは同一物として理解される危険性をもつ。

それ故、紙幣と銀行券との統一物を表現する語として「銀行紙幣」という語も考えられるが、「銀行紙幣」も「銀行券」と異なるものとして自覚的に使用されない限りは、銀行券と銀行紙幣とは同一物として理解されるおそれがある。

それ故に「不換銀行券」の本質を表現する語としては、従来の用語と混同されることのないような語で且つ紙幣と銀行券との統一物であることを適確に表現するものとして、わたくしは「貸付紙幣」をとりたいと考える。けだし不換銀行券は紙幣の流通法則にしたがい、且つ始源的には中央銀行の貸付によって出現するからである。

なお、本稿は「不換銀行券の分析―紙券の論理―」というテーマで不換銀行券は銀行券と紙幣との統一物であるとの見地から、さきに（昭和二十七年十一月二十五日）経商研究会において報告したものをもととして、その際うけた有益な批

判ならびに近年における不換銀行券論争に参加せられた人々の見解を参考にしてとりまとめたものである。

- (1) 資本論(長谷部訳) 一ノ一 三六七頁。
- (2) 同 書 三ノ三 三七八頁。
- (3) 「不換銀行券は……事実上、国家信用によって支持される場合にのみ、一般的な流通手段となりうる。かくして不換銀行券はすでに展開された不換国家紙幣の諸法則に支配される」(資本論三ノ三、三七八頁)という敘述からみて、一般的流通手段としては不換銀行券も不換国家紙幣も同じ法則の支配をうけるとしても、その成立過程の同一性を意味して、いろいろことは出来ない。

- (4) J. Babry, *Principes fondamentaux d'Économie politique.* p. 154
- (5) *ibid.* p. 154~5
- (6) *ibid.* p. 155
- (7) 資本論(長谷部訳) 三ノ三 三七八頁。
- (8) 同 書 三七八頁。
- (9) 新庄 博、金融論 七七頁参照。
- (10) 資本論(長谷部訳) 一ノ一 三六八頁~三七〇頁参照。

なお、流通法則と還流の仕方とは同一ではない。流通法則は流通界において貨幣(貨幣金のみならず貨幣代用物をふくむ広義の貨幣)が一樣にうけるところの一般的な制約であるのに対し、還流の仕方は流通界へ投入されて流通している貨幣(広義)が、ある流通法則の支配をうけるに至る予備的段階において、および流通界から離脱する段階において生ずる様式である。あたかも利子生み資本の運動において $G \rightarrow G' - W \dots P \dots W' - G' \rightarrow G'$ の最初の $G \rightarrow G'$ と最後の $G' \rightarrow G'$ とは貸付と回収であって、流通過程、生産過程は最初の $G \rightarrow G'$ すなわち貸付につづく過程であり、貸付、回収は生産過程、流通過程の前後において生ずる段階であると同様である。生産過程、流通過程では貨幣は資本の循環運動としては貨幣資本として活動するが、利子生み資本として活動するわけではない。利子生み資本としての活動は貸付 $G \rightarrow G'$ とその結果として生ずる回収 $G' \rightarrow G'$ あるのみである。貨幣資本と利子生み資本とは同一性もあるが差別性もある。ここでは

差別性が問題点なのであり、流通法則と還流の仕方との関係もこれに照応するものといえるが、不換銀行券の流通法則にかんしては、不換銀行券の減価を認める限りは、不換銀行券Ⅱ信用貨幣説と不換銀行券Ⅰ紙幣説との間には相違があるとはいえない。

(11) もとより金と引換に発行される兌換銀行券の場合には、かかる銀行券は価値そのものである金の預り証にすぎず、銀行券の発行それ自体によって発行者が貸付をするわけではなく、したがって利子を入手するいわれはない。時には金銀保管の保管手数料が入手せられることはあったとしても、それは銀行券が貸付けられることに対するものではなく、保管サービスに対する保管費用の負担分にはかならない(たとえばアムステルダムやハンブルグにおける振替銀行の銀行貨幣の場合の手数料)。したがって信用貨幣に内含される貸付性、利子生み性をもたないわけであり、貨幣的側面のみをもつ。それ故、金額金準備発行の信用貨幣は実は信用貨幣ではなくて、金の預り証にすぎない。金準備をこえて発行され、利子をもらすところに信用貨幣の信用貨幣たる所以がある。